（裏面）

［ 記入要領 ］

1　様式中の□の該当欄にチェックをして下さい。
2　氏名は楷書で丁寧に御記入下さい。
3　支払手段又は証券の金額は、以下のようにして下さい。
(1)　支払手段（現金、小切手（旅行小切手を含みます。）及び約束手形をいいます。）の額は、その表示される額
(2)　証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第１項に規定する有価証券（国債、株券等）に限ります。）の額は、届出しようとする日の時価、最終価額又は取得価額のいずれか大きい額
(3)　現金、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形又は有価証券の欄は原通貨又は表示通貨で記入して下さい。
　なお、枠内に記入できない場合には、下記の「その他の事項」欄に記入して下さい。
(4)　合計金額は、100万円未満を切り捨てた上で、記入して下さい。**＊北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円**
(5)　外国通貨から本邦通貨に換算する場合に使用する換算相場は、関税定率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号）第１条に規定する外国為替相場を用いて下さい。
4　貴金属の合計重量はキログラム未満を切り捨てた上で、記入して下さい。
5　「３　輸出（又は輸入）の実行の日」欄中「届出の日の翌日」とは、出国の際に利用する航空機又は船舶の出港予定日が本届出書の税関への提出の日の翌日となっているものをいいます。
6　作成に当たって御不明な点は税関職員にお尋ね下さい。

（その他の事項）

［ 留意事項 ］

　携帯して、100万円相当額を超える現金（通貨の種類を問いません。）、小切手（旅行小切手を含みます。）、約束手形、有価証券又は１キログラムを超える金の地金を輸出又は輸入しようとする場合には、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第19条第３項の規定に基づき、この様式による届出書を作成の上、輸出（国外への持出し）又は輸入（国内への持込み）の当日ないし前日に、出入国する空港又は港を管轄する税関に届け出る必要があります（届出をしないで又は虚偽の届出をして輸出又は輸入をした場合には同法違反として罰則が科されることがあります。）。**＊北朝鮮を仕向地とする輸出の場合は10万円**

（備考）
　本届出書は、外国語により作成して差し支えない。

別紙様式第五から第十四までの様式中「記名押印又は署名」を削り、「銀行等又は資金移動業者確認印」を「銀行等又は資金移動業者確認欄」に改める。

別紙様式第十五から第二十一までの様式中「記名押印又は署名」を削る。

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正）

第二条　外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ　支払手段及び暗号資産（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）以外による支払等（債権債務を消滅させるものを除く。）

第三十六条の二中「（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下この条について同じ。）」を削る。

別紙様式第一、第二、第四、第六から第八まで、第十三から第十六まで、第十九、第二十一、第二十二、第二十五から第二十九まで、第三十一から第三十四まで、第三十六から第四十一まで、第四十三、第四十五から第四十九まで及び第五十一から第五十四までの様式中「責任者記名押印又は署名」を「責任者の氏名」に、「授権された者が記名押印又は署名すること」を「授権された者の氏名を記入すること」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。